

監 査 報 告 書

学校法人 晴 川 学 舎
理事長 影 山 英 之 殿

私たち 学校法人 晴川学舎の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人 晴川学舎寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人 晴川学舎の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務並びに財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部局において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人 晴川学舎の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務並びに財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上

2020年5月18日

学校法人 晴 川 学 舎

監 事 大 桶 志 延

監 事 椿 原 善 仁